

24環廃産第721号
平成25年2月5日

社団法人東京建設業協会 御中

東京都環境局調整担当部長
山根修一

PCB 廃棄物の適正な処理について（依頼）

日頃より東京都の廃棄物行政について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。
このたび東京都内の解体工事に伴い、トランス、コンデンサ等の PCB 含有機器が許可の無い業者に処理委託され、不適正に処理される事案が発生しました。
つきましては、建物の解体等にあたっては、下記のとおり、PCB 含有機器の有無を事前に確認するとともに、都道府県知事の許可又は国の認定を受けずに PCB 廃棄物の処理（運搬、処分）を受託することのないよう、貴会員に周知いただくようお願いいたします。

記

1 PCB 含有機器の有無の確認

PCB を含有するトランス、コンデンサ等の電気機器は、建物解体前に建物の所有者の責任で撤去・処分すべきものであり、建物解体を請け負った者が排出事業者となることはできません。

このため、建物解体前にこれらの電気機器の有無を確認して下さい。
（確認の方法については、別紙参照）

2 PCB 廃棄物の適正な処理

廃棄しようとするトランス、コンデンサ等の電気機器の中に PCB を含有するものが確認された場合、これらの機器の所有者は、都道府県知事の許可又は国の認定を受けた PCB 処理業者（JESCO、無害化認定施設等）に処理（運搬、処分）を委託しなければなりません。

このため、都道府県知事の許可又は国の認定を受けずに PCB 廃棄物の処理（運搬、処分）を受託することのないよう十分注意して下さい。

3 その他

中小規模の法人等が PCB 含有の有無の確認や PCB 廃棄物の処理を行うにあたっては、都の支援制度があります。詳細については都のホームページをご覧ください。

問合せ先：東京都環境局廃棄物対策部
産業廃棄物対策課 PCB 担当
電話 03-5388-3573